

197 / 年第 20 回 宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 3月17日(第 / 日目) 午前 10 時 4 分開議
午後 3 時 57 分散会

2. 出席議員 (20 名)

1番 伊 佐 徳 次 郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 稻 福 仁 正
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安 次 富 盛 信	12番 崎 間 正 篤
13番 棚 原 盛 信	14番 仲 村 春 信
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多 和 田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉 那 覇 行 昭	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古 波 蔵 清 次 郎

3. 欠席議員 (名)

なし

4. 議事説明員

市 長 崎 間 健 一 郎	助 役 沢 紙 安 一
収 入 役 貝 塚 好 永	総務課長 多和田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 誠
税 務 課 長 古 波 蔵 信 三	農林課長 崎 間 政 光
商工観光課長 棚 原 盛 真	都市課長 新 垣 信 榮
建 設 課 長 高 宮 城 昇	消 防 長 大 城 仁 幸
固 定 資 産 課 長 武 島 正 孝	

水道部長 仲村春盛 営業課長 奥里将弘
会計課長 天久 実 工務課長 金城健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男 庶務係長 服屋 毅
議事係長 島袋真由 書記 仲村春夫
書記 比嘉定治

6. 議事日程(第 / 号) 197 / 年 3 月 17 日 (水曜)

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	報告第 1 号 宜野湾市青英会の業務(決算)報告について
日程第 4	報告第 2 号 宜野湾市区画整理第二地区継続費精算報告

日程第5 議案第1号 1971年度宜野湾市一般
会計収入支出追加更正予算

日程第6 議案第2号 1971年度宜野湾市水道
事業会計追加更正予算

日程第7 議案第3号 1971年度宜野湾市養鰻
研究センター特別会計追加更正予
算

日程第8 議案第5号 市債(下水道事業)を起す
ことについて

日程第9 議案第6号 市債(公有水面埋立事業)
を起すことについて

日程第10 議案第7号 宜野湾市監査委員条例
の一部を改正する条例について

日程第11 議案第8号 宜野湾市職員定数条例の
一部を改正する条例について

日程第12 議案第9号 宜野湾市職員勤務時
間、休日及び休暇に関する条例
の一部を改正する条例について

日程第13 議案第11号 宜野湾市消防職員勤務
時間、休日及び休暇に関する
条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第10号 宜野湾市報酬及費用
弁償条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第13号 宜野湾市水道事業(拡張)
に關して

日程第16 議案第¹⁴16号 1971年度宜野湾市土地
区画整理第二地区精算金特別
会計収入支出追加更正予算

日程第17 認定第1号 1970年度宜野湾市一般
会計収入支出決算認定に關して

日程第18 認定第3号 1970年度宜野湾市區画
整理第二地区特別会計収入支出
決算認定に關して

議 事

本日の出席議員は18名で議員定数の半
數に達しない。また、第82回長野
市議会定例会は成るべしと決まると
なる。尚、本日の日程はお午9時
開会してあり、議事日程表第1号の通
り進められる。(午前10時4分)

議 事

諸般の報告を終わる。

議 事

暫時休憩をとり、(午前10時4分)
再開をとり、(午前10時40分)

議 事

日程の第1. 原議録署名議員の指
名を終わる。原議録署名議員は
原議録規則第14条の規定により議長の
おいての署名の順序は、議長、議長
の指名を終わる。

日程の第2. 会期の決定について在議
議員の意見を述べ、お諮りする。今期定
例会の会期は、本日から3月31日までの
15日間とするにしようとする。これに御
賛成を述べらる。

(議事終了)

議 答

御審議 似しと認められ。よって原稿は15日同七請求にてお返し。

次は日務の第3 報告第1号 直野湯市有楽会の特務(決算)報告についてご意見を伺います。

理事長の報告を求めます。

特務特長

御報告中のご報告。直野湯市有楽会の決算については、別紙の通り1970年度に入会者数等が500名を越え、また有楽会が有楽会としての提議がなされたこと、直野湯市有楽会が有楽会を組織する例の第4条第2項の規定に則して議決の報告が義務づけられていること、報告いたします。

本件については71年の2月15日の規程第14条の第1項第70年度の決算が承認されたこと、別紙の通り報告いたします。

以上報告いたします。皆様のご意見を伺います。よろしく御審議をお願いいたします。

議 答

本報告について何の御意見もありません。

御意見がなければ終了いたします。報告第1号を続行いたします。

残金が取立請求でございます。この残金を
も精算金を追加更正して一応一般会計
部に繰り出し、一般会計から繰
り入れておられるかと存じます。

以上が内部報告でございますので、皆々
への質疑に答えて申し上げたいと思
います。よろしく御審議の程も御座
り申す所です。

議 答

本報告に対する意見を求めます。

答 答

何れも課長が説明しておられるが、
了解が得られなくて、何れも御座
り申す所です。

残高の9,959万円は一般会計に
繰り出し、これに繰り出し出すよう
に御座り申す所でございます。これに
おいては別に何か申す所は御座
り申す所です。

御討議

お答え。

答 答

一般会計に繰り入れておられる場
合にはこの繰り入れを認めます。

新計課長

一般伝計の雑入で受けて頂く。又、
一般伝計の繰出金、追加受取も一般伝
計の...

〆 答

〆や〆や、一般伝計の雑入に繰り入れ
して頂く。繰り出金は一般伝計から繰
出されて頂く。又、この中から他区の特別伝計に
入れ分取
て頂く。

新計課長

精算屋特別伝計に入れた方が取って
給うたの金額は上げて頂く。この方の繰出
金も一応付付の分を取って頂く。精算屋特
別伝計から一応一ヶ月の間に取って頂く
分を取って頂く。一応一ヶ月の一般伝計の方で
雑入して受けて頂く。第一他区の精算
屋特別伝計に繰り入れたら、繰
り出されたら一便に付する。

〆 答

一は、第一他区の精算屋特別伝計
の方で繰り入れて頂く。これはおつ
て申した方が取って頂く。

新計課長

一申した方が取って頂く。精算屋一応整理

したが、残が残方場居は工身費は先
入とてのりてしり。精算表の
尾ての科目が心てのりてお。

8 着

此のしりては、このりてて考之
りての部てお。おが、操地場
居てお。このりてて徴収が不可能な
りての場居は、このりててもおのりて
りての部てお。

新訂課金

りて、徴収不可能なりては、一
部をこのりてのりてお。可徴収は全
部がこのりてのりて、このりてもおのりて
りてのりてお。操地と減換の先
の居は、このりて先入とてのりてお。

8 着

結局は、この残金は収入と支出と
も同じ結果、このりてのりてのりて
過がのりて。これりては、残金
のりてのりてお。

新訂課金

このりて。

8 着

このりてのりてのりてのりてのりて

金銭止はせず、この地域に在りては
振り回すのが当然に思はるべき。

都計課長

工事の進捗状況を調査し、必要に応じて
指示を出す。

各 務

(能率)を向上させるには、そのための
設備を整える必要がある。

都計課長

指示を出す。

各 務

工事の進捗状況を調査し、必要に応じて
指示を出す。

都計課長

指示を出す。

議 長

休憩 - 15分。(午前10時5分)

議 長

再開 - 15分。(午前11時)

議 長

以上の御意見は承知いたしました。御覽

見がびんがせいのて、報告第二号を提出す。

議 員

10分同休題をいす。(午前11時)
再開をいす。(午前11時12分)

議 員

白根等、議案第1号、1971年度一般会計
追加費の予算を提出す。
中核的、新築の浦の町に課税の概
明をいす。

議 員

10分同休題をいす。(午前11時13分)
再開をいす。(午前11時15分)

議長

議案第1号、1971年度追加費の一般会計
追加費の予算を提出す。御説明をいす。

(議案朗読を省略)

説明ターゲット

次の資料は、
前コマの丁間に挟まっていた。

ノンブル

そ 21_1e

82A 走
天排子

42-10

議 号

本業比別有労働税を新設する。

1 着

労働税として設けられるが、議案を通じた資料の提出を求めた。

1ページの土木費の1割1項1回24新の工事請負費の31,000円。同じ1割1項1回24新の工事請負費の35,600円に計上しての工事請負費の工事費。概算見積りはこれに請負費の1割1項の1割1項に計上する。工事請負費。決まらず。

2 着

市町村が労働税の徴収状況を特別交付金として認められるが、確率として1割1項の1割1項に計上する。概算見積りもこのように見積もる。114,900円という数字が出た。次の点御説明願う。

総括録号

これは市入の徴収状況を説明申し上げたい。1割1項の1割1項に計上する。概算見積りもこのように見積もる。114,900円という数字が出た。次の点御説明願う。

3 着

これは見積もりの1割1項に計上する。

総括報告

基礎工事については政府と地方課
と調整をしております。これについては本土か
らの15億円、そのうち10億は1965年10月
10日までに完了する。そのうち5億は55ヵ所
の町制、そのうち道庁管内の町制は
31,810万円。そのうち1億は、
1965年10月10日までに完了する。これは1965年
の国庫補助金に934,170円を割り当て、
1人当たりの単価は250円と定めておる。
そのうち道庁管内の町制は34,573万円と
割り当て、1人当たり250円と定めておる。その
うち31,812万円は77,090万円、計114,900万円
と割り当てておる。

4 節

これについては、調整の都合で変更がある
と見られておる。

総括報告

これは、道庁管内の町制の
完了する。道庁管内の町制は、
調整の都合で変更がある。

5 節

これは、道庁管内の町制の
完了する。

節 考
12-3世。

子 考
上記の紙上の並方の資料の並びを
1-11の並び、大体的に紙上の並び
現在可能である。

柳村課長
お返事申し上げます。ありがとうございます。

子 考
現在上記の並びは、紙上の並び
の資料の並びです。

柳村課長
ありがとうございます。

議 考
休館 - 11時 (午前11時59分)
再開 - 11時 (午後零時5分)

議 考
以上、上記の並びの資料の並びを
1-11の並び、大体的に紙上の並び
現在可能である。

議 考
休館 - 11時 (午後零時5分)

議 案

先般の議案に連なり、本市の各所に於ける
の木立の伐採を調査する。(午後二時一分)

議 案

本市の各所に於ける木立の伐採を調査する
野添市一般廃棄物処理場建設促進条例の
制定を調査する。

名 義

先般の議案に連なり、本市の各所に於ける
の木立の伐採を調査する。これは、本市の各所に於ける
の木立の伐採を調査する。これは、本市の各所に於ける
の木立の伐採を調査する。

助 成

これは、本市の各所に於ける木立の伐採を
調査する。これは、本市の各所に於ける木立の伐採を
調査する。

名 義

本市の各所に於ける木立の伐採を調査する。
これは、本市の各所に於ける木立の伐採を調査する。
これは、本市の各所に於ける木立の伐採を調査する。
これは、本市の各所に於ける木立の伐採を調査する。

第 案

本市の各所に於ける木立の伐採を調査する。
これは、本市の各所に於ける木立の伐採を調査する。
これは、本市の各所に於ける木立の伐採を調査する。

の先取の権利。その場面の目的或は防
護の爲め。発部有るが。此の二つ場面には特
別な取扱いを以てして置くべき。
所収の場面は、一般の市有地の取得で
あるが。特別取扱いをして一般取扱い
にして置くべき。一般取扱いとして進行
して置くべき。

8 審

所収の場面は、原則として、此の二つも
おはすべし。

9 審

所収の場面は、此の二つも。

8 審

此の二つ、所収の場面は、此の二つも
おはすべし。

9 審

此の二つ。

8 審

現時点においては、特別取扱いをして
おはすべし。

9 審

此の二つ、工場の場面に於て...

8 新

ハルハ、この問題に對して...

9 新

この問題に對しては...

14 新

予算では、既にこの場所が何年か経過して
 なることがあり、調査しようとした場合に
 既に調査済みの箇所が相当あり、
 広域用地に充てられる場合は相当完
 備なものであり、その程度で済ませる
 ための個人所有地が相当あり、これ
 の地盤がどうか、そのうちを将来
 の広域用地に充てられ、代替地に充て
 られることがあれば、これは十分
 である。この土地の多くは、高度の調査
 により、一部は何が保たれる。工業誘
 致をしない。このうち、非常に多くは
 ない。しかし、市が将来の広域用地
 を代替する場合は、この土地に充て
 られる。将来調査の環境と、色々の調査が
 十分、相当の困難をきたすことが
 多い。市として、代替地を、広域用地の
 代替地を求め、そのうちを、将来
 の土地に充て、そのうちを、将来

議 名

次、日程の事、議案第2号、1971年度直野津市水道事業会計追加更正予算を上程の事。

一、本事務局職員の朗読を省略の事。
二、直野市理市者の説明を求めず。

営業課長

1971年度直野津市水道事業会計追加更正予算の案の日の説明をのこす。

予算書の9ページの所から、最初に収益の収入となる。これは既決予算額532,760円、給水収益の減を見込め3,347円、給水収益が収入が落ちるよう見込めで一応減らしてあります。この計が529,413円、この減は給水収益の減を見込めとっております。これは、総体的に見ても支出の方では削減しております。この減は削減は削減と削減は削減しております。給水収益は減ります。受託工事収益は増、その他営業収益も増、そして営業外収益も増はなっております。給水営業外収益の新しいのは、一般会計からの負担金、雑入金、消火栓の維持管理費152程の5千760円、これは今回新しい収入として計上しております。

10ページの収益の支出、雑費480,457円。

説明ターゲット

次の資料は、
前コマの丁間に挟まっていた。

ノンブル

そ 42_1e

卷八十四

10-11

右小がワレの地用のセメシ。アロウの地
の器械を入小てあり。右小がワレ。補
随車は器作同補償が全部送り出たて。
本用額は2379円減らしたあり。
予備金にハナ。80円を増えあり。右
計は240,706円とオオオセセの
あり。
以上を簡單に終りたと思へ。532
右報へあり。

議 事

本業に於ける電報を評し。

19 番

顕微鏡一式の贈入とウレの310円
計とレノ小てあり。これは倍數の
1の顕微鏡のレの倍數とオオ。これは
この種族のものなり。

器林課長

1,500倍。

19 番

1,500倍。右小をオオとオオの
右小をオオとオオ。

器林課長

右の對野のレの説明をオオとオオ。

第1回目が、知事130分、第2回目が
140分であった。1回目は12月に入り
した。

4 着

12月の29日と24日であった。

県林課長

130分。

4 着

全部130分。

県林課長

知事130分。

4 着

全部。

県林課長

130分。

4 着

全部140分。

県林課長

140分。

4 番

本町1回と3回とあり、2回

森林課長

2回と3回とあり、2回

4 番

原材料費が相当降く、2回と3回とあり、2回
本町の1回と3回とあり、2回

森林課長

本町の1回と3回とあり、2回
の森林課長は、2回と3回とあり、2回
が、2回と3回とあり、2回
の森林課長は、2回と3回とあり、2回

(操名、2回と3回とあり、2回)

... 3月以降採捕の2回と3回とあり、2回
の森林課長は、2回と3回とあり、2回
の森林課長は、2回と3回とあり、2回
の森林課長は、2回と3回とあり、2回
の森林課長は、2回と3回とあり、2回

4 番

(2回と3回とあり、2回)

森林課長

(2回と3回とあり、2回)

議 事

日程第8. 議案第5号 市債(下水道事業)
の起り及びその経過等
本案は對する採決第一の報告説明を求めた。

採決結果

採決結果申すに可なり。採決結果は前記のとおり市
債の起り及びその経過等の中へ採決結果が
の起り及びその経過等。

(聴取不能)

一 採決の說明を求めた。採決は、私費
の起り及びその経過等の中へ採決結果
の起り及びその経過等。

採決は、本日の採決結果の起り及びその経過等
の起り及びその経過等。

採決は、本日の採決結果の起り及びその経過等
の起り及びその経過等。

採決は、本日の採決結果の起り及びその経過等
の起り及びその経過等。

採決は、本日の採決結果の起り及びその経過等
の起り及びその経過等。

採決は、本日の採決結果の起り及びその経過等
の起り及びその経過等。

採決は、本日の採決結果の起り及びその経過等
の起り及びその経過等。

この日の午後、何かがあり、見物
に本居のしんじゆへつて、説明のしんじゆ。

議 事

本業に於ける見物と新しき。

議 事

本業のついでに、見物と時点を連続
看観として、ついでに、ついでに、ついでに、ついでに、
ついでに、ついでに、ついでに、ついでに、
(見物のついで)

議 事

何れも、ついでに、ついでに、ついでに、ついでに、
ついでに、ついでに、ついでに、ついでに、

議 事

休憩 - ついでに、(午後3時)
再会 - ついでに、(午後3時15分)

議 事

日程第9、議案第6号、午後(公有水面埋
没申立債)の起訴、ついでに、ついでに、
ついでに、ついでに、ついでに、ついでに、
ついでに、ついでに、ついでに、ついでに、

新 討 議 事

何れも、ついでに、ついでに、ついでに、ついでに、
ついでに、ついでに、ついでに、ついでに、
ついでに、ついでに、ついでに、ついでに、

説明ターゲット

次の資料は、
前コマの丁間に挟まっていた。

ノンブル

そ 52_1e

820号
海字
・69

722-10

議 案

御覽議のついでに、継続審議のついでに議案を提出する。

議 案

次、日程の第10、議案第1号、直野湾印電在野員条例の一部を修正する条例のついでに提出する。

本案は新訂規程案の範囲を求めた。

議 案

直野湾印電在野員条例の一部を修正する条例のついでに御説明申上げたい。

本件のついでに、1970年7月1日付の臨時自治法改正に伴い、従来の電電局が設置されることになり、従来の電電局が廃止されることになり、直野湾印電在野員条例の一部を修正する。また、従来の電電局が設置されることになり、従来の電電局が廃止されることになり、直野湾印電在野員条例の一部を修正する。

本件のついでに、都電電局も一応廃止されることになり、これら議案案のついでに提出する。また、本案は新訂規程案の範囲を求めた。以上、御説明申上げたい。皆様、御覽議のついでに御説明申上げたい。

議 事

本業に於ける質料の調査

議 事

本業に於ける質料の調査の時期に、組織者議を以ておこなふこと一先、御意見を伺ふ所

議 事

御意見が分りたせしむるに、在様決定せしむる所

議 事

次、日程の第1、議案第8号、直野漁業職能調査部会の一那セ候を以て案例の1つとして採らるる所、本業に於ける中第1の説明をお聴き願ふ所

総括陳述

議案第8号、直野漁業職能調査部会の一那セ候を以て案例の1つとして採らるる所、御説明を以てお聴き願ふ所

本件に於ける1、議案第7号、中野連合漁業協会の調査部会の一那セ候を以て案例の1つとして採らるる所、一那セ候の調査部会の一那セ候を以て案例の1つとして採らるる所、一那セ候の調査部会の一那セ候を以て案例の1つとして採らるる所、一那セ候の調査部会の一那セ候を以て案例の1つとして採らるる所

この折にござります。

議 案

議案第11号の範囲を一部改正する。

経過理由

併せて、議案第11号、直野湾市消防職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを附随明申しとす。

本件のとおりでは、議案第9号との関連を図るといふことが、一般事務部内の職員の勤務時間の改正に伴って消防職員の勤務時間の改正を必要とする。これに附帯議案を一部改正する。

議 案

本案の修正を電報で訴へる。

議 案

議案第9号並に議案第11号の改正に
関係の事項を一先継続審議としておられ
たいと思ふが、御見識がござらぬか。

議 案

御見識がござらぬか。一先、左様決
定をいたします。

議 長

日程第14 議案第10号 宜野湾市報酬及び
費用算機条例の一部を改正する条例及び
その上程の件。

議 員

本案は討論の程申着、説明を求めず。

議 案

議案第10号 直野鴻市新制改定電用并
償案例の一部を修正する案例について
御説明申上りす。

案1条第1項第15号は市電線研究会2
月一ヵ月間の月額と日額の報酬を改
定したものと修正する旨の案例は9月の
案例議案におきまして350円と、月額
350円と修正する旨の議案を提出した旨
も、案例の修正は12月の議案は月
額300円と費用契約を改定した旨、50
円と修正する旨の案例を提出した旨
を修正する旨の案例。されし御審議を願
ひたい。

議 案

本案は修正の案例を修正す。

議 案

本案は修正の案例の修正を御
審議して改定する旨の案例。御審
議を願ひたい。

(案例の修正)

議 案

御審議を願ひたい。在修決定を
おぼしめす。

改正の案例は、議案第10号直野鴻

計り方、この関係で一般に計り方として
生雑入として計りしものを、清
算尾算別戻計り方、9.959円を
本算出に計りしものを計りし
計り方。

前回の計り方金額が9.087円、計りし
6.459円の追加も、戻計り9.959円を
入札として15.546円を計りし。

本算入として、本算計り方として
計りしものを、本算計り方として
計りし。各項目に入札として計りし
計りし。本算計り方として計りし
計りし。本算計り方として計りし
計りし。本算計り方として計りし
計りし。

議 案

本算入の計り方を計りし。

議 案

計りし計り方。(計りし計り方)

計りし計り方。(計りし計り方)

議 案

本算入の計り方として、本算計り方として
計りし計り方として計りし計り方として
計りし計り方として計りし計り方として
計りし計り方として計りし計り方として

... (見.議 案. (計りし計り方))

議 長

御覽議が外りつたこと、継続審議に
有分此に決定せられたり。

同籍の第17、議案第19、1910年度直轄
市一般府村入札税身議案に
今上程の通り。

本案に對する報告の説明を承けたり。

継続審議

議案第19、1910年度直轄市一般府村
入札税身議案に對し御説明申されたり。

本件に對しては、隨在事自の審査を統
行して、5月12日付で意見書が送られたり
たり。議案第19の28、30の意見書に添
付してあり。

入札金1,250,725円に對しては入札
額が1,295,751円と成り。入札金に對
しては紙が14,913円と成り。紙に對して
は、入札に對する増徴額が60,925
円に對しては紙が1,411円、手数料
が14,720円、雜費が3,560円。この
地籍等の増徴に對しては、増徴額
が91,801円と成り。紙に對しては
紙、水増し入札の増徴に對する増徴の
原因を述べたり。

入札金に對しては、入札額1,250,725
円に對して、1,112,998円と成り。不用
額が137,726円と成り。紙に對しては、
入札、不用額が13万と成り。紙に對しては、

議 各
議定事項は、覽察の時点
に継続協議としておこなひ、
御覽議の旨を以て、

(異議なしと時示)

議 各
御覽議が、おこなはれて、左様決定
を以て、

議 各
船、休船、を以て、(午後5時42分)
再開、を以て、(午後5時49分)

議 各
此の旨を以て、おこなはるに、日程
の変更を以て、日程の第18日
迄、おこなはるに、御覽議の旨を以て、
おこなはるに、御覽議の旨を以て、
おこなはるに、御覽議の旨を以て、
おこなはるに、御覽議の旨を以て、
おこなはるに、御覽議の旨を以て、
おこなはるに、御覽議の旨を以て、
おこなはるに、御覽議の旨を以て、

議 各
船、休船、を以て、(午後5時41分)
再開、を以て、(午後5時41分)

10年度は并用額にわたる金がござい
ます。以上説明申上げました。よろしく御
着録下さい。御一申上げます。

議 事

本委員会の覚書も訂正。本委員
会の覚書も訂正。御覚書も訂正
申上げます。

(覚書訂正の時)

議 事

御覚書も訂正。御覚書も訂正
申上げます。

議 事

御覚書も訂正。御覚書も訂正
申上げます。

議 事

以上でもう少し。本日の日程は全部
終了。尚、本委員会は
本日の本委員会の御覚書
訂正申上げます。

解散 (午後5時5分)